

## 第68回国民体育大会中国ブロック大会山口県実行委員会会則（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第68回国民体育大会中国ブロック大会山口県実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、第68回国民体育大会(第69回冬季大会)中国ブロック大会（以下「大会」という。）を開催するために必要な準備及び企画運営にあたることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会に必要な企画運営に関すること。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- （3）大会の準備並びに運営に必要な予算の編成，執行及び資金の調整に関すること。
- （4）前号のほか、本会の目的達成に必要な事業。

### 第2章 組織及び役員

（組織）

第4条 本会は、次の者のうちから公益財団法人山口県体育協会会長が委嘱した委員をもって構成する。

- （1）山口県総合企画部スポーツ・文化局職員
- （2）山口県教育委員会事務局職員
- （3）公益財団法人山口県体育協会役員
- （4）開催競技団体関係者
- （5）開催地市町関係者
- （6）その他関係機関、団体関係者

（役員）

第5条 本会に次の役員をおく。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）委 員 70名以内
- （4）監 事 2名

（役員の委嘱）

第6条 会長は、公益財団法人山口県体育協会会長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

3 監事は、本会の財務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、当該年度の目的が達成された時までとする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に次の会議をおく。

(1) 総会

(総会)

第10条 総会は、会長・副会長・委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し議長となり、次の事項を審議決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関する事。

(2) 大会の開催及び運営の基本方針に関する事。

(3) 予算及び決算に関する事。

(4) その他重要事項

3 総会の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決定する。

(専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまがないと認められたときは、その議決すべき事項を専決処理することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処理した事項については、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

### 第4章 事務局

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、本会事務局を公益財団法人山口県体育協会内におく。

2 事務局に関する必要事項は、会長が別に定める。

### 第5章 会計

(会計)

第13条 本会の経費は、負担金、補助金、参加料、その他の経費をもって充てる。

2 本会の会計年度は、この会則の施行の日から翌年3月31日をもって終わる。

### 第6章 補則

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この会則は、平成25年4月17日から施行する。